

南白亀川流域懇談会規約

(名称)

第1条 本会は、南白亀川流域懇談会（以下「懇談会」という。）と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、河川管理者である千葉県知事が、河川法第16条の2に規定する河川整備計画を策定又は変更する場合等に、学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町村長の意見を聴く場として設置するものである。

なお、懇談会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(懇談会及び座長の職務)

第3条 懇談会は、別表1に掲げる学識経験者、河川利用者、関係住民及び関係市町村長から構成される委員をもって組織する。

2 懇談会は、前項の規定にかかわらず、必要と認める者から意見を聞くことができる。

3 委員は、千葉県知事が依頼する。

4 懇談会には座長を置き、河川管理者が指名する学識経験者（河川）がその職務を行う。

5 座長は、懇談会を代表し、会務を総括する。

6 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職を代行する。

7 委員の任期は原則として依頼を承諾した日から当該年度末までとし、再任は妨げない。

(懇談会の招集)

第4条 懇談会は、千葉県知事を代行し、千葉県長生土木事務所長が招集する。

(幹事会)

第5条 懇談会の円滑な運営を図るため幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる者をもって組織する。

3 幹事会は、河川管理者が実施する住民意見聴取や資料公開等に対し、必要な措置を講ずる。

(作業部会)

第6条 整備計画立案後のフォローアップのために、作業部会を設置する。

2 作業部会は、幹事会構成員を中心に、流域市町村担当者及び必要に応じて学識経験者を加え組織する。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局を千葉県長生土木事務所に置く。

(懇談会の公開)

第8条 懇談会の傍聴については、千葉県県土整備部が別途定める要領による。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は千葉県知事が定める。

第10条 この規約が効力を有するのは、平成29年3月31日までとする。

(附則)

平成13年2月6日施行

平成13年7月30日改正

平成17年3月4日改正

平成18年1月26日改正

平成22年2月10日改正

平成24年4月1日改正

平成25年1月1日改正

平成26年4月1日改正

別表1 南白亀川流域懇談会 委員

区 分	人 数
学 識 経 験 者	4名以内
河 川 利 用 者	1名
関 係 住 民	5名以内
関係市町村長	5名以内
合 計	15名以内

別表2 南白亀川流域懇談会 幹事会

幹 事	千葉県県土整備部河川整備課	副 課 長
	千葉県県土整備部河川環境課	副 課 長
	千葉県長生土木事務所	次 長
	千葉県長生土木事務所	関係課長
	千葉県山武土木事務所	次 長
	千葉県山武土木事務所	関係課長
	東金市	関係課長
	茂原市	関係課長
	大網白里市	関係課長
	長生村	関係課長
	白子町	関係課長